

水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 下水道法施行令の一部改正

一 公共下水道の暗渠又は流域下水道の施設に設けることのできる物件

公共下水道の暗渠又は流域下水道の施設に設けることのできる物件は、次に掲げる工作物であつて、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が下水の排除等に著しい支障を及ぼすおそれのない構造であると認められたものとするものとする。

1 量水標等を支持し、又は保護するための工作物

2 熱交換器による下水熱の効率的な利用のために必要な測定器並びに当該熱交換器及び当該測定器を支持し、又は保護するための工作物
(第十七条の二及び第十七条の十一関係)

二 公共下水道の暗渠に熱交換器を設けることができる者

公共下水道の暗渠に熱交換器を設けることができる者は、下水熱の利用に関する適正かつ確実な計画を有し、かつ、下水熱の利用を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であると、公共下水道管理者が認められた者とするものとする。

(第十七条の三第二項関係)

三 排水設備の技術上の基準に関する条例の基準

公共下水道管理者が条例で定める排水設備の技術上の基準についての政令で定める基準を、下水道法施行令第八条の技術上の基準に相当する基準を含むものであること並びに雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させるために必要な排水設備の設置及び構造の基準を定めるものとして一定の要件に適合することとする事。

(第十七条の四関係)

四 管理協定の対象となる雨水貯留施設の規模

管理協定の対象となる雨水貯留施設の規模として政令で定める規模を、雨水を貯留する容量が百立方メートル以上のものとする事。ただし、特に必要があると認める場合においては、公共下水道管理者は、条例で、百立方メートル未満で、別に定めることができるものとする事。(第十七条の五関係)

五 その他所要の改正を行うものとする事。

第二 日本下水道事業団法施行令の一部改正

一 下水道管理者の権限の代行

日本下水道事業団(以下「事業団」という。)が特定下水道工事を行う場合において、下水道管理者

に代わって行う権限の内容、その権限を行おうとする場合の手續及び権限を行うことができる期間を定めるものとする事。

(第五条関係)

二 特定下水道工事の実施に要する費用の範囲等

1 特定下水道工事の実施に要する費用の範囲は、本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、借入金の利息等とするものとする事。

2 下水道管理者が事業団に支払うべき支払金は、前金払の方法によってこれを行うことができるものとする事。

(第六条関係)

三 他の法令の準用

行政代執行法、港湾法その他の法令の規定の準用につき、必要な規定を設けるものとする事。

(第七条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする事。

第三 建築基準法施行令の一部改正

公共下水道管理者が条例で定める排水設備に適用すべき排水及び雨水の一時的な貯留又は地下への浸透

に関する技術上の基準を、建築基準関係規定に追加するものとする。

(第九条関係)

第四 宅地建物取引業法施行令の一部改正

宅地建物取引業者が宅地建物取引士をして宅地又は建物の売買等の契約の成立までに相手方等に説明しなければならぬ法令上の制限として、雨水貯留施設の管理協定に係る承継効に関する規定を追加するものとする。

(第三条第一項関係)

第五 国土交通省組織令の一部改正

流域管理官の職務として、雨水出水浸水想定区域に関するものを追加すること。

(第百二条関係)

第六 附則

この政令は、水防法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十二号)の施行の日から施行するものとする。

(附則関係)